

下諏訪町ゼロカーボン補助金交付要綱

令和5年3月22日

町要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、下諏訪町における効率的なエネルギー利用の促進を通して温室効果ガス排出の削減を図るため、地球温暖化対策設備及び機器の設置に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、下諏訪町補助金等交付規則（平成15年下諏訪町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する装置の総体をいう。
- (2) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅をいう。
- (3) 事業所等 事業の用に供する町内の事務所、店舗、工場等をいう。
- (4) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (5) V2H充放電設備 電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する設備で、国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第9条の実績報告をする時点において町内に住所を有する者（以下「個人」という。）又は事業所等を有する事業者（以下「事業者」という。）であること。
- (2) 町税等を滞納していないこと。ただし、個人の場合は、その属する世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- (3) 下諏訪町ゼロカーボンサポーターの登録など、地球温暖化対策の推進に努めること。

(補助対象設備等)

第4条 補助金の交付対象となる設備及び機器（以下「補助対象設備等」という。）並びに補助要件及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

（補助対象設備等の設置場所）

第5条 補助対象設備等の設置場所は、補助対象者が居住する町内の住宅又は事業所とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備等の導入に必要な経費で、町長が適当と認めるものとする。

2 補助金の交付は、補助対象設備等ごとに同一の住宅又は事業所等について毎年度1回限りとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下諏訪町ゼロカーボン補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に別表第2に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 交付申請書は、補助対象設備等の設置前に町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の額を決定し、規則第6条に定める補助金等交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 当該補助対象事業が完了したときは、下諏訪町ゼロカーボン補助金実績報告書（様式第2号）に、別表第3に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の請求）

第10条 第8条の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、下諏訪町ゼロカーボン補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、前条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 町長は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

3 前項の規定による補助金の返還については、規則第16条の規定を準用するものとする。

(取得財産の管理)

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した補助対象設備等を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(協力)

第13条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じて売電量及び買電量に関するデータなど必要情報の提供を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(1) 個人及び事業者の補助対象設備等

補助対象設備等	補助要件	補助金の額
太陽光発電システム	(1) 長野県が定める信州の屋根ソーラ 一事業者認定制度実施要領第5条第1 項の規定による認定を受けた事業者と の販売契約により設置するものである こと。 (2) 新品であること。 (3) 最大出力の合計値が10kW未満で	1件につき10万円を限度 とする。 ただし、補助金の額が補助対 象経費額を上回る場合は、そ の額を限度額として千円未 満の端数を切り捨てた額と する。

	あること。	
定置用リチウムイオン蓄電池	<p>(1) 太陽光発電システムが設置された住宅に新たに設置するもので、常時太陽光発電システムと接続し、再生可能エネルギーによる蓄電が可能なもの。</p> <p>(2) 蓄えた電力で当該住宅の照明等を稼働できること。</p> <p>(3) 保証書の保証開始日が補助金の交付年度内であること。</p>	<p>蓄電容量1kwh（小数点第2位以下は切捨て）当たり2万円を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。</p> <p>ただし、補助金の額が補助対象経費を上回る場合は、その額を限度額として千円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>
ポータブルリチウムイオン蓄電池	<p>(1) 当該蓄電池と接続可能な太陽光発電パネルと同時に購入したもの。</p> <p>(2) 蓄電容量が400wh以上であること。</p> <p>(3) 蓄えた電力で家電製品等を稼働できること。</p> <p>(4) 購入年月日が補助金の交付年度内であること。</p> <p>(5) 新品であること。</p>	<p>購入費用の3分の1（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を限度とする。</p> <p>ただし、補助金の額が補助対象経費額を上回る場合は、その額を限度額として千円未満の端数を切り捨てた額とする。</p> <p>なお、購入費用には、補助対象機器とセットである専用の太陽光パネルを含むものとする。</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>(1) 都市ガスやLPガス等から水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により発電するもの。</p> <p>(2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録されている製品であること。</p>	<p>設置に要した経費に1/10を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。</p>

ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	(1) CO2等を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式であること。 (2) 寒冷地対応であること。 (3) 2025年度の目標基準値以上の省エネ性能のもの。	設置に要した費用に1/10を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、5万円を限度とする。
ハイブリッド給湯器	(1) 熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持つ機器であること。 (2) 一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格で、年間給湯効率が108%以上のもの。	設置に要した費用に1/10を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、5万円を限度とする
LED照明	(1) 新たにLED照明を導入するもの、又は使用している照明をLED照明に更新するもの。 (2) 補助対象経費は、LED照明の購入及び交換に伴う機器の取外し等の経費及び当該経費に対する消費税を合計した金額。ただし、補助対象経費が15,000円に満たない場合は、補助対象としない。	補助対象経費に1/2を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、5万円を限度とする。

(2) 個人の補助対象設備等

補助対象設備等	補助要件	補助金の額
電気自動車等	(1) 国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付対象車両であること。 (2) 自動車検査証に記載されている使用の本拠が町内となっていること。 (3) 申請年度に新規登録された自動車であり、自ら使用するものであること。	1件につき10万円を限度とする。 ただし、補助金の額が補助対象経費額を上回る場合は、その額を限度額として千円未満の端数を切り捨てた額とする。

V2H充放電設備	(1) 国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付対象設備であること。	購入費用の4分の1(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。 ただし、補助金の額が補助対象経費額を上回る場合は、その額を限度額として千円未満の端数を切り捨てた額とする。
普通充電設備	(1) 100V又は200Vの交流電圧を使用し、電気自動車等を充電できる普通充電設備であること。 (2) 自己の所有する住宅に設置すること。	購入費用の3分の1(千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、2万円を限度とする。 ただし、補助金の額が補助対象経費額を上回る場合は、その額を限度額として千円未満の端数を切り捨てた額とする。 なお、購入費用には、設備の設置に係る工事費を含むものとする。

別表第2 (第7条関係)

交付申請時に必要な添付書類
(1) 補助対象設備等を設置する住宅又は事業所等の場所を示す案内図又は地図 (2) 補助対象設備等を住宅又は事業所等のどこに設置するか分かる位置図 (3) 補助対象経費の根拠が分かる資料(見積書の写し等) (4) 補助対象設備等の設置箇所における設備設置前の状況が確認できる写真 (5) 補助対象設備等を設置した住宅又は事業所等が共有名義の場合又は他の者の所有に属する場合にあっては、補助対象設備等の設置について同意した旨を証する書類 (6) その他町長が必要と認める書類

別表第3（第9条関係）

実績報告時に必要な添付書類
(1) 補助対象設備等を設置した住宅又は事業所等の場所を示す案内図又は地図 (2) 補助対象設備等を住宅又は事業所等のどこに設置したか分かる位置図 (3) 補助対象経費の内訳が明記されている領収書（レシートを含む。）の写し及び設置等に係る費用の内訳が分かる書類 (4) 補助対象設備等のメーカー名、型式名及び製造番号が確認できる書類の写し (5) 補助対象設備等の保証開始日が確認できる書類（保証書）の写し (6) 補助対象設備等を設置した住宅又は事業所等の全体及び補助対象設備等の設置状況が分かる写真（ただし、町職員による現地確認に代える場合は不要とする。） (7) その他町長が必要と認める書類